

외국어 계열 고등학교 전문교과 교육과정

外國語系列高等学校
專門教科教育課程

교육부
教育部

日本語版発行 : 国際交流基金日本語国際センター
翻訳 : 朱敏子

はじめに

いま海外の日本語教育は、初中等教育において拡大しつつあります。高等教育とは異なり、年少者に対する日本語および日本に関する基礎教育を担う初中等教育においては、とりわけ、統一性や一貫性のあるシラバスやガイドラインの整備が重要となるのです。すでに本格化している国々においても、さらに充実を図るために、常にシラバスやガイドラインの最新化が行われています。その動向や成果は、これから本格的に取り組もうとする国々にとっては、きわめて重要な参考資料となるのです。国際交流基金のみならず、海外の日本語教育に携る関係者にとっても、それぞれの国や地域での教育指針を知り、的確に対応するうえで貴重な情報となっています。日本語国際センターでは、それら原本を附属図書館に収蔵して関係者に提供してまいりましたが、和訳がなかったため、原語を解する方々のみの利用に限られていました。また、ホームページ上の「国別情報」でも詳細に紹介することができなかつたのです。

その不都合を解消することによって関係者間の相互交流を図り、より一層日本語教育を拡充するための一助として、このたび7カ国（韓国、中国、インドネシア、ニュージーランド、米国*、英国、ドイツ）から9点のシラバス・ガイドラインを選び翻訳刊行（分冊）することといたしました。同時にホームページ上でも公開いたしますので、皆様はお手元で世界の日本語教育のさまざまな取組みの背景や展開を見ることができるのです。ひとくちに日本語教育といいましても、実に多様な目的や目標、方法や手段、そして課題があることがお分かりいただけるものと思います。むろん、今回の対象がすべてではなく、引き続き多様な取組みをご紹介してまいりたいと計画しております。

今回の翻訳刊行は、それぞれの原著作者・機関（別記）のご理解とご協力なしには実現いたしませんでした。日本語教育に携る者同士の共感が実を結んだものと思います。ここに、謹んで謝意を表します。

2002年（平成14年）3月

国際交流基金日本語国際センター
所長 加藤 秀俊

*米国分は、ホームページ上での公開のみ。

日本語翻訳版の刊行にあたって

本書は、韓国教育部（現教育人的資源部）が告示した小・中・高等学校の第7次教育課程（教育部告示第1997-15号）を段階別、教科別等にまとめ発行した27冊の別冊のうち、【別冊27】『外国語系列高等学校専門教科教育課程』（以下『教育課程』）の「告示文」「教育課程の性格」「目次」（p.i～vi）第1章「教育課程の編成と運営」（p.1～25）第2章「外国語科に関する教科1～3」（p.28～29）「外国語科に関する教科日本語科51～60」（p.126～148）を翻訳し、まとめたものです。

この『教育課程』は、小・中学校の教育目的や教育目標を達成するための国家水準の教育課程であり、小・中学校で編成・運営するべき学校教育課程の一般的な共通基準を示しています。1997年12月30日に公布され2002年3月1日から施行されています。

1) 当シラバス・ガイドラインの位置づけ

このシラバスは、外国語高等学校の日本語科学生の教育に適用されるもので、日本語科独自のガイドラインです。第二外国語科目においては原則として一般系高等学校や大学教育等との連携は考慮されていません。

2) 外国語系列高等学校における日本語シラバス・ガイドラインの変遷

外国語系列高等学校は、1983年に特殊目的校として設立された「外国語学校」が1991年から正規の外国語系列高等学校として改名した教育機関です。シラバス・ガイドラインは、1987年に外国語学校用として開発され1988年から適用されますが、外国語系列高等学校に改名した後も科目構成等は外国語学校のものがそのまま受けつがれました。1996年に外国語系列高等学校用の第6次教育課程が作られますが、全体的構成は外国語学校の科目のままシラバス・ガイドラインが作られ、現在の第7次教育課程に至ります。

3) 当シラバスの特徴

シラバス・ガイドラインは日本語独自のものですが、基本形式は第二外国語科目間の統一に基づいて開発されています。しかし、すべての科目のシラバスがファンクション中心の構成になっているのは日本語だけの特徴と言えます。そして、ファンクション項目には、一般系高等学校のシラバスと同じく日本語科独自のファンクション項目が用いられています。

高いレベルの日本語能力の養成を重んじ、シラバス・ガイドラインには各科目ごとに大量の学習内容が記されています。科目構成は、4技能中心の徹底した学習に、文法、文化、実務日本語の学習が加わっています。

「日本語読解」科目では、学習目標にインターネット検索能力が明記されていて、中学校や一般系高等学校の日本語科の学習内容との一貫性が保たれています。

「日本文化」科目の目標には、日本語によるコミュニケーションの際に役立つための文化学習であることが明記されていて、日本語教育における文化学習の性格が分かります。歪んだ文化観を正し、異文化を見る客観的かつ公正な視点を持つように指導することが記されています。文化学習の方法において授業のすべての過程を学生による発見と討論により理解を深めていくように方向付けられていることも、日本語科独自の特徴として挙げられます。

目 次

告示文	i
教育課程の性格	iii

外国語系列高等学校専門教育課程

第1章 教育課程の編成と運営

1. 教育課程の構成方向	2
2. 学校級別の教育目標	3
3. 編制と時間（単位）の配当基準	4
4. 教育課程の編制・運営指針	8

第2章 外国語に関する教科

1. 外国語に関する教科	20
1. 性格	20
2. 目標	20
3. 内容体系	21
2. 日本語科	22
2-1. 日本語読解	22
2-2. 日本語読解	24
2-3. 日本語会話	26
2-4. 日本語会話	28
2-5. 日本語作文	29
2-6. 日本語作文	31
2-7. 日本語聴解	32
2-8. 日本語文法	35
2-9. 日本文化	37
2-10. 実務日本語	39

編集上の都合により、冊子版シラバス・ガイドラインシリーズと頁数に異同があります。

教育部 告示 第 1997 – 15 号

教育法、第 155 条、第 1 項に基づき、小・中・高等学校の教育課程を次のように告示する。

1997 年 12 月 30 日

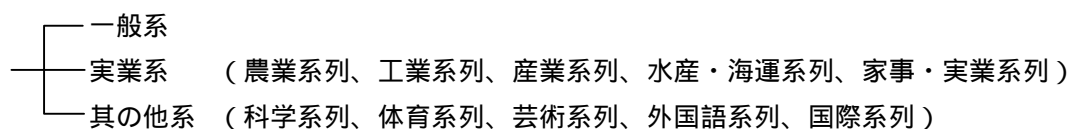
教育部 長官

1. 小・中等学校の教育課程は [別冊 1] の通り。
2. 小学校の教育課程は [別冊 2] の通り。
3. 中学校の教育課程は [別冊 3] の通り。
4. 高等学校の教育課程は [別冊 4] の通り。
5. 国語科教育課程は [別冊 5] の通り。
6. 道徳科教育課程は [別冊 6] の通り。
7. 社会科教育課程は [別冊 7] の通り。
8. 数学科教育課程は [別冊 8] の通り。
9. 化学科教育課程は [別冊 9] の通り。
10. 実科（技術・家庭）教育課程は [別冊 10] の通り。
11. 体育科教育課程は [別冊 11] の通り。
12. 音楽科教育課程は [別冊 12] の通り。
13. 美術科教育課程は [別冊 13] の通り。
14. 外国語科の教育課程は [別冊 14] の通り。
15. 正しい生活、賢い生活、楽しい生活、私たちは 1 年生、の教育課程は [別冊 15] の通り。
16. 中学校裁量活動の選択科目の教育課程は [別冊 16] の通り。
17. 漢文、教練、教養の選択科目の教育課程は [別冊 17] の通り。
18. 特別活動の教育課程は [別冊 18] の通り。
19. 農業系列高等学校の専門教科教育課程は [別冊 19] の通り。
20. 工業系列高等学校の専門教科教育課程は [別冊 20] の通り。
21. 産業系列高等学校の専門教科教育課程は [別冊 21] の通り。
22. 水産・海運系列高等学校の専門教科教育課程は [別冊 22] の通り。
23. 家事・実業系列高等学校の専門教科教育課程は [別冊 23] の通り。
24. 科学系列高等学校の専門教科教育課程は [別冊 24] の通り。
25. 体育系列高等学校の専門教科教育課程は [別冊 25] の通り。
26. 芸術系列高等学校の専門教科教育課程は [別冊 26] の通り。
27. 外国語系列高等学校専門教科の教育課程は [別冊 27] の通り。
28. 国際系列高等学校の教育課程は [別冊 28] の通り。

附 則

1. この教育課程は学校、学年別に次の通り施行する。
 - 1) 2000年3月1日；小学校1、2年
 - 2) 2001年3月1日；小学校3、4年、中学校1年
 - 3) 2002年3月1日；小学校5、6年、中学校2年、高等学校1年
 - 4) 2003年3月1日；中学校3年、高等学校2年
 - 5) 2004年3月1日；高等学校3年
2. 教育部告示第1992-16号小学校教育課程（1992.9.30）と教育部の告示第1995-7号小学校教育課程（1995.11.1）は、2002年2月28日にて、教育部の告示第1992-11号中学校教育課程（1992.6.30）は、2003年2月28日にて、教育部の告示第1992-19号高等学校教育課程（1992.10.30）は、2004年2月29日にて廃止する。

韓国の高等学校分類



「外国語科教育課程」が適用されるのは、一般系と実業系の高等学校である。

「外国語系列高等学校専門教科教育課程」が適用されるのは、其の他系外国語系列高等学校であるが、一般系高等学校であっても学校長の裁量で適用が可能である。

国際交流基金ソウル日本文化センター調べ（2002年）

教育課程の性格

この教育課程は教育法第 155 条第 1 項に基づいて告示したもので、小・中学校の教育目的や教育目標を達成するための国家水準の教育課程であり、小・中学校で編成、運営すべき学校教育課程に共通する一般的な基準を提示したものである。

この教育課程の性格は次の通りである。

- 1) 国家水準の共通性と地域、学校、個人レベルの多様性を同時に追求する教育課程である。
- 2) 学習者の自律性や創意性を伸張するための学生中心の教育課程である。
- 3) 教育庁と学校、教員、学生、父兄が一緒に実現していく教育課程である。
- 4) 学校教育体制を教育課程中心に改善するための教育課程である。
- 5) 教育の過程や結果の質的水準を維持、管理するための教育課程である。

第 1 章 教育課程の編成と運営

- 1 . 教育課程の構成方向
- 2 . 学校級別の教育目標
- 3 . 編制と時間（単位）の配当基準
- 4 . 教育課程の編成・運営

1. 教育課程の構成方向

1. 追求する人間像

わが国の教育は、弘益人間の理念^(訳注1)の下ですべての国民が人格を陶冶し、自主的な生活能力と市民として必要な素質を備え、人間らしい人生を作っていくようにし、民主国家の発展と人類共栄の理想を実現するのに貢献する人間像を作ること目標にしている。

このような教育理念を基にして、この教育課程が追求する人間像は次の通りである。

- 1) 知・情・意の調和した成長を基盤に個性を追求する人。
- 2) 基礎能力を基にして創意的な能力を発揮する人。
- 3) 豊かな教養を基にして進路を開拓する人。
- 4) わが国（韓国）の文化を理解したうえで新たな価値を創造する人。
- 5) 市民の意識を基礎に共同体の発展に貢献する人。

2. 教育課程の構成方針

この教育課程が追求する人間像を具現するための構成方針は次の通りである。

- 1) 社会的な変化の流れを主導できる基本能力を養うことができるように教育課程を構成する。
- 2) 国民共通の基本教育課程と選択中心の教育課程体制を導入する。
- 3) 教育内容の量や水準を適正にし、奥深い学習になるように水準別の教育課程を導入する。
- 4) 学生の能力、適性、進路を考慮して教育内容と方法を多様化する。
- 5) 教育課程の編成と運営において、現場の自律性を拡大する。
- 6) 教育課程の評価体制を確立し、教育の質の管理を強化する。

^(訳注1) 弘益人間の理念
広く人間を利するという韓国の建国理念であり、教育理念でもある。韓国の教育法第1条に明記されている。

2. 学校級別の教育目標

この教育課程が追求する人間像を具現するため、次の通り学校級別の教育目標を設ける。

1. 学校の教育目標

小学校の教育は、学生の学習と日常生活に必要な基礎能力を育成し、基本生活習慣を形成することに重点を置く。

- 1) 身体と心がバランスよく育つように多様な経験を持つ。
- 2) 日常生活の問題を認識して解決する基礎能力を養い、自分の考えと感情を多様に表現する経験を持つ。
- 3) 多様な物事の世界が理解できるような豊かな学習経験を持つ。
- 4) 我々の伝統や文化を理解し大切にす態度を持つ。
- 5) 日常生活に必要な基本習慣を養い、周りや国を愛する心を持つ。

2. 中学校の教育目標

中学校の教育は、小学校の教育の成果をもとに、学生の学習と日常生活に必要な基本能力、市民としての素質を育成することに重点を置く。

- 1) 心身の調和した発達を追求し、自己発見の機会を持つ。
- 2) 学習や生活に必要な基本能力と問題解決力を養い、自分の考えや感じを創意的に表現する経験を持つ。
- 3) 多様な分野の知識と技能を身につけ、積極的に進路を探索する経験を持つ。
- 4) わが国の伝統や文化に対する自負心を持ち、これを発展させようとする態度をもつ。
- 5) 自由民主主義の基本的な価値と原理を理解し、民主的な生活方式を身につける。

3. 学校の教育目標

高等学校の教育は、中学校の教育の成果をもとに、学生の適性や素質に合う進路を開拓する能力と世界市民としての素質を育成することに重点を置く。

- 1) 心身が健康で調和した人格を形成し、成熟した自我意識をもつ。
- 2) 学問と生活に必要な論理的、批判的、創意的な思考力と態度を身につける。
- 3) 多様な分野の知識と技能を身につけ、適性や素質に合う進路を開拓する能力を養う。
- 4) わが国の伝統や文化を世界で発展させようとする態度を持つ。
- 5) 国家共同体の形成や発展のために努力し、世界市民としての意識や態度を持つ。

3. 編制と時間（単位）の配当基準

1. 編制

1) 教育課程は国民共通の基本教育課程と高等学校の選択中心教育課程に区分けする。

2) 国民共通の基本教育課程は教科、裁量活動、特別活動で編成する。[表 1]

教科は国語、道徳、社会、数学、科学、実科（技術・家庭）、体育、音楽、美術、音楽、外国語（英語）とする。但し、小学校 1、2 年の教科は国語、数学、正しい生活、賢い生活、楽しい生活、及び私たちは 1 年生で編成する。

裁量活動は教科裁量活動と創意的裁量活動で編成する。

特別活動は自治活動、適応活動、啓発活動、奉仕活動、行事活動で編成する。

3) 高等学校の選択中心教育課程は教科と特別活動で編成する。

教科は普通教科と専門教科で編成する。

- ・ 普通教科は国語、道徳、社会、数学、科学、技術・家庭、体育、音楽、美術、外国語と漢文、教練、教養の選択科目で編成する。[表 2]
- ・ 専門教科は農業、工業、商業、水産・海運、家事・実業、科学、体育、芸術、外国語、国際に関する教科で編成する。[表 3]

特別活動は自治活動、適応活動、啓発活動、奉仕活動、行事活動で編成する。

2. 単位の配当基準

1) 国民共通の基本教育課程

[表1]

学校 年次 区分け	小学校						中学校			高等学校			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
教 科	国語	国 語		238	204	204	204	170	136	136	136	選 択 科 目	
	道徳	210	238	34	34	34	34	68	68	34	34		
	社会	数 学		102	102	102	102	102	102	136	170		
	数学	120	136										
	科学	正しい生活		136	136	136	136	136	136	102	136		
	実科	60	68	102	102	102	102	102	136	136	102		
	体育	賢い生活		・	・	68	68	68	技術・家庭				
		90	102										
	音楽	楽しい生活		102	102	102	102	102	102	68	68		
美術	180	204	68	68	68	68	68	34	34	34			
外国語 (英語)	私たちは 1年生		68	68	68	68	34	34	68	34			
裁量活動	80	・	34	34	68	68	102	102	136	136			
特別活動	60	68	68	68	68	68	136	136	136	204			
年間授業 時間数	30	34	34	68	68	68	68	68	68	68	8 単位		
	830	850	986	986	1088	1088	1156	1156	1156	1224	144 単位		

この表の国民共通の基本教育期間に提示されている時間数は 34 週を基準にした年間最小の授業時間数である。

1 年生の教科、裁量活動、特別活動に配当された時間数は 30 週を基準としたもので、‘私たちは 1 年生’に配当された時間数は 3 月－ヶ月間の授業時間数を提示したものである。

1 時間の授業は、小学校 40 分、中学校 45 分、高等学校 50 分を原則とする。但し、気候、季節、学生の発達程度、学習内容の性格などを考慮し、実情に合わせて調節できる。

11、12 学年の特別活動と年間の授業時間数に提示された数字は、二年間に履修すべき単位数である。

2) 高等学校の選択中心の教育課程

(1) 普通教科

[表2]

区分け	国民共通の基本教科	選 択 科 目		
		一般選択科目	発展選択科目	
教 科	国語 道徳 社会	国語(8) 道徳(2) 社会(10) (国史4)	国語生活(4) 市民倫理(4) 人間社会と環境(4)	話法(4)、読書(8)、作文(4)、文法(4)、文学(8) 倫理と思想(4)、伝統倫理(4) 韓国地理(8)、世界地理(8)、経済地理(6) 韓国近・現代史(8)、世界史(8)、法と社会(6) 政治(8)、経済(6)、社会・文化(8)
	数学	数学(8)	実用数学(4)	数学 (8)、数学 (8)、微分と積分(4) 確率と統計(4)、離散数学(4)
	科学	科学(6)	生活と科学(4)	物理 (4)、化学 (4)、生物 (4)、地球科学 (4) 物理 (6)、化学 (6)、生物 (6)、地球科学 (6)
	技術・家庭	技術・家庭(6)	情報社会とコンピューター(4)	農業科学(6)、工業技術(6)、企業経営(6) 海洋科学(6)、家庭科学(6)
	体育 音楽 美術	体育(4) 音楽(2) 美術(2)	体育と健康(4) 音楽と生活(4) 美術と生活(4)	体育理論(4)、体育実技(四つ以上)♣ 音楽理論(4)、音楽実技(四つ以上)♣ 美術理論(4)、美術実技(四つ以上)♣
	外国語	英語(8)	ドイツ語 (6)、フランス語 (6)、スペイン語 (6)、中国語 (6)、日本語 (6)、アラビア語 (6)、ロシア語 (6)	英語 (8)、英語 (8)、英語会話(8) 英語読解(8)、英語作文(8) ドイツ語 (6)、フランス語 (6)、スペイン語 (6)、中国語 (6)、日本語 (6)、アラビア語 (6)、ロシア語 (6)
漢文 教練 教養		漢文(6) 教練(6) 哲学(4)、論理学(4)、心理学(4)、 教育学(4)、生活経済(4)、宗教 (4)、生態と環境(4)、進路と職 業(4)、その他(4)	漢文古典(6)	
履修単位	(56)	24以上	112以下	
裁量活動	(12)			
特別活動	(4)		8	
総履修単位			216	

()中の数字は単位数であり、1単位は毎週50分の授業を基準とし、一学期間(17週)に履修する授業時間数である。

国民共通の基本教科や裁量活動に配当された単位数及び特別活動4単位は10年間で履修するようにしたものである。

♣で表した体育、音楽、美術教科の発展選択科目は[表3]の体育、芸術に関する専門教科の科目の中から選択する。

教養教科で発展選択科目が必要な場合、[表3]の科目の中から選択、または市・道の運営指針に基づいて新しい科目を新設することもできる。

(2) 専門教科

[表3]

農業教科	農業理解、農業情報管理 …… 省略	
工業教科	工業入門、電気一般 …… 省略	
商業教科	商業経済、会計原理 …… 省略	
水産・海運教科	水産一般、海洋一般 …… 省略	
家事・実業教科	人間発達、食品と栄養 …… 省略	
科学教科	物理実験、化学実験 …… 省略	
体育教科	体育概論、スポーツ科学 …… 省略	
芸術教科	音楽理論、デザイン …… 省略	
外国語教科	英語科	英語読解、英語読解、英語会話、英語会話、英語作文、英語作文、英語聴解、英語文法、英語圏文化、実務英語
	ドイツ語科	ドイツ語読解、ドイツ語読解、ドイツ語会話、ドイツ語会話、ドイツ語作文、ドイツ語作文、ドイツ語聴解、ドイツ語文法、ドイツ文化、実務ドイツ語
	フランス語科	フランス語読解、フランス語読解、フランス語会話、フランス語会話、フランス語作文、フランス語作文、フランス語聴解、フランス語文法、フランス文化、実務フランス語
	スペイン語科	スペイン語読解、スペイン語読解、スペイン語会話、スペイン語会話、スペイン語作文、スペイン語作文、スペイン語聴解、スペイン語文法、スペイン語圏文化、実務スペイン語
	中国語科	中国語読解、中国語読解、中国語会話、中国語会話、中国語作文、中国語作文、中国語聴解、中国語文法、中国文化、実務中国語
	日本語科	日本語読解、日本語読解、日本語会話、日本語会話、日本語作文、日本語作文、日本語聴解、日本語文法、日本文化、実務日本語
	ロシア語科	ロシア語読解、ロシア語読解、ロシア語会話、ロシア語会話、ロシア語作文、ロシア語作文、ロシア語聴解、ロシア語文法、ロシア文化、実務ロシア
	アラビア語科	アラビア語読解、アラビア語読解、アラビア語会話、アラビア語会話、アラビア語作文、アラビア語作文、アラビア語聴解、アラビア語文法、アラビア文化、実務アラビア語
国際教科	英語講読、ドイツ語講読、フランス語講読、スペイン語講読、中国語講読、日本語講読、ロシア語講読、アラビア語講読、国際政治、国際経済、国際問題、比較文化、情報科学、国際法、地域理解、人類の未来社会、韓国の伝統文化、韓国の現代社会、韓国語、課題研究、芸能実習、その他	
履修単位	82～	

専門教育を主とする高等学校では、[表3]から必要な専門科目を82単位以上履修する。

専門教育を主とする高等学校では、次の科目を必須とする。

- ・ 農業系列；農業理解、農業基礎技術、農業情報管理
- ・ 工業系列；工業入門、基礎制度、情報技術基礎
- ・ 商業系列；商業経済、会計原理、コンピューター一般
- ・ 水産・海運系列；海洋一般、水産・海運情報処理、水産一般、海事一般
- ・ 家事・実業系列；人間発達、コンピューター一般
- ・ 外国語系列；各学科の該当外国語科目及び聴解
- ・ 国際系列；英語講読、地域理解、韓国の伝統文化

専門教科の各科目についての履修単位は市・道教育監が決めるが、外国語と国際に関する教科の各科目別履修単位は8単位以下に配当する。

国際系列高等学校で履修する外国語科目は外国語に関する教科の科目から選択し履修する。

4. 教育課程の編成・運営指針

1. 基本指針

1) 国民共通の基本教育課程

1年から10年までの10年間は国民共通の基本教育課程を編成、運営する。

国民共通の基本教育課程の時間配当基準に配当されている各学年別教科、裁量活動、特別活動の授業時間数は、この期間内にすべての学生が必須で履修すべき年間基準の授業時間数である。

国民共通の基本教科のうち、次の教科は水準別の教育課程を編成、運営する。

- ・ 数学教科は1年から10年まで10段階、英語教科は7年から10年まで4段階を設定し各段階別に学期を単位にする2つの下位段階を設定して、段階型水準別の教育課程を運営する。
- ・ 国語教科は1年から10年まで、社会と科学教科は3年から10年まで、英語教科は3年から6年まで発展・補充型水準別の教育課程を運営する。

裁量活動のうち、教科裁量活動は中学校の選択科目学習と国民共通の基本教科の発展・補充学習のためのもので、創意的裁量活動は学校独自の教育的必要性、学生の要求などに従い全教科学習と自己主導的な学習のためのものである。

- ・ 小学生の裁量学習は学校の実情に合わせて裁量で決められるが、教科の発展・補充学習よりは学生の主導的な自己学習能力を促進させるための創意的な裁量活動に重点を置く。
- ・ 中学校の教科裁量活動の年間授業時間数は102時間以上で、漢文、コンピューター、環境、生活外国語（ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、日本語、ロシア語、アラビア語）その他の選択科目時間に優先して割り当て、残りの時間は国民共通の基本教科の発展・補充学習時間として活用する。創意的な裁量活動には年間34時間以上を割り当てる。
- ・ 高等学校1年の教科裁量活動の年間履修単位数は10単位で、国民共通の基本教科の発展・補充学習に4～6単位、選択中心教育課程の選択科目に4～6単位を割り当てる。但し、実業系高等学校の教科裁量活動は専門教科に代えて履修できる。創意的な活動には2単位を割り当てる。

特別活動は次の通り編成・運営する。

- ・ 特別活動に配当された時間（単位）数は学生の要求と地域及び学校の特性を考慮し、学校の裁量で割り当てられるが、領域間のバランスが取れるように注意する。
- ・ 時間（単位）数が割り当てられていない活動には学校の実情により、別途の時間を確保する。
- ・ 特別活動は学校の必要に応じ時間（単位）配当基準より多くの時間を確保し運営ができ、多様な方式で時間運営を統合したり分割したりして流動的に運営できる。

2) 高等学校の選択中心教育課程

11、12年次の2年間は選択中心教育課程を編成、運営する。

選択中心教育課程の総履修単位は144単位で、選択科目を136単位、特別活動を8単位に分けて編成する。

一般系高等学校の教科編成・運営

- ・ 普通教科の選択科目は一般選択科目と発展選択科目に区分する。
- ・ 一般選択科目は教養増進及び実生活に関わる科目で、発展選択科目は学生の進路、適性や素質を啓発するのに役立つ科目である。
- ・ 一般選択科目は学生のバランスの取れた履修のために、人文・社会科目群（国語、道徳、社会） 科学・技術科目群（数学、科学、技術、家庭） 芸能・体育科目群（体育、音楽、美術） 外国語科目群（外国語） 教養科目群（漢文、教養）に分ける。すべての学生は教養科目群から二科目以上、～の科目群からは各々一科目以上を履修する。但し、自分の進路と関連して集中的に履修しようとする発展選択科目群の一般選択科目は履修しないこともできる。
- ・ 発展選択科目のうち、科目名に がついている科目を選択するには、 を予め履修しなければならないが、学校の実情、学生の要求、教科の性格により履修を免除、代替することができる。
- ・ 選択科目に配当された136単位のうち、市・道教育庁、単位学校は各々28単位以上を指定することができる。学生の選択比率は最大50%までとするが、地域や学校の実情により可能な学校から漸進的に施行するようにする。
- ・ 普通教科の選択科目は基準単位を2単位まで増減して運営することができる。但し、履修単位が4単位である科目は減らして運営することしかできない。
- ・ 教養教科で一般選択科目のその他（4）は、関連専門教科の科目の中から選択したり、新しい課目を新設して履修することができる。

実業系と其の他系高等学校の教科編成・運営

- ・ 国民共通の基本教科に配当された56単位は必須で履修し、これを含めて普通教科を82単位以上履修するようにする。
- ・ 選択科目のうち、専門教科の基礎になる科目を選んで履修する場合、これを国民共通の基本教科の履修として見なすことができる。
- ・ 教員及び施設などの条件と学生の要求を反映して11年でも国民共通の基本教科の一部を編成することができる。
- ・ 普通教科の選択科目は、基準単位を2～4まで増減して運営することができる。
- ・ 普通教科の選択科目と専門教科の内容が関連があったり、類似していたりする場合は、入れ替えて編成、運営できる。
- ・ 専門教科は必要な場合、違う系列の専門科目を選んで編成、運営することができる。

- ・ 特性化高等学校、‘2・1’体制^(訳注2)を運営する工業系列高等学校などのように、専門教育の強化が要求される学校は、市・道教育監の承認を得て、普通教科及び専門教科の総履修単位数を調整、運営できる
- ・ 学校は必要に応じ、市・道教育監の承認を得て、総教科履修単位数を10%範囲内で増やして運営できる。

11、12年の特別活動に配当された8単位は地域及び学校の実情により、各領域別の履修単位を学校の裁量で編成する。

2. 地域及び学校での編成・運営

1) 市・道教育庁

1-1) 編成

市・道はこの教育課程に基づき、次の事項が含まれている各学校の教育課程の編成・運営指針を作成し、これを管内の地域教育庁と各学校に提示する。

- ・ 国民共通の基本教育課程の教科、裁量活動、特別活動の時間確保と運営に関する事項
- ・ 国民共通の基本教育課程の教科、裁量活動、特別活動の教育重点に関する事項
- ・ 段階型、発展・補充型、科目選択型の水準別教育課程の編成や運営に関する事項
- ・ 中学校の裁量活動の選択科目の時間確保や運営に関する事項
- ・ 高等学校の選択中心教育課程の編成や運営に関する事項
- ・ 教育課程に記されていない科目の新設や運営に関する事項
- ・ 高等学校の系列、学科の新設や運営に関する事項
- ・ 一般系高等学校の課程の設置や運営に関する事項
- ・ 実業系及び其の他系高等学校の専門教科の履修単位に関する事項
- ・ 実業系及び其の他系高等学校の専門教科の実験・実習に関する事項
- ・ 実業系高等学校の現場実習に関する事項
- ・ 高等学校の総履修単位数の増加運営に関する事項
- ・ 教科、裁量活動、特別活動の教育評価に関する事項
- ・ 教科用図書認定、開発、普及に関する事項
- ・ 早期入学、早期進級及び卒業に関する事項
- ・ 特殊児童及び帰国子女の教育に関する事項
- ・ 学校の教育課程の作成の手続き及び体制に関する事項
- ・ 読書目録の作成・活用にに関する事項
- ・ 教育課程の編成・運営に関する評価と質の管理に関する事項
- ・ 裁量活動及び特別活動の運営における支援に関する事項
- ・ 特性化高等学校、‘2・1’体制運営の工業系列高等学校の教育課程の運営に関する事項
- ・ その他必要な事項

^(訳注2) 2・1体制

「2+1(2クラス1)体制」とも呼ばれ、工業系列高校と企業を連携させて人材を養成する制度。学生が1、2学年の間は学校で普通の授業を受け、3学年の一年間は企業で現場実習を行なう。

市・道は教育課程の編成・運営に関する調査研究と諮問機能を担当する教育課程委員会を構成して運営する。この委員会には教員、教育行政家、教育課程専門家、教科教育専門家、父兄、地域社会人事、企業体人事などが参加できる。

市・道は地域の特殊性、教育実態、学生・教員・住民の要求やニーズなどを反映して、市・道の教育での重点を設定し、教育課程の編成・運営指針を作成する。

市・道は学校、研究機関、大学、企業体などと連携して教育課程の編成・運営に関する研究を推進して、その結果を編成・運営指針の作成及び改善するのに反映する。

市・道は各学校が新年度に入る前に、教育課程の編成・運営に関する計画を立てられるようにその資料を開発、普及し、教員の転勤も適期に行う。

1-2) 運営

市・道は管内の地域教育庁の教育課程運営実態や各学校の教育課程編成や運営実態を定期的に把握して、効果的な教育課程の運営と改善及び質の管理に必要な支援、指導、助言をする。教員の教科、裁量活動、特別活動に対する能力向上のために各学校の教員の研究計画を立て実行する。

中学校の選択科目、高等学校の選択中心教育課程が正常に運用されるように長期的な教員需給の計画を立て実行する。

中学校の社会科の国史（歴史）領域は別途の教科用の図書が編纂されるので、教員の配置に留意する。

教科、裁量活動、特別活動の運営のために、各種の教授・学習資料を研究開発、普及し、教育施設、設備、資料・教材などの整備、拡充に必要な行・財政的な支援をする。

各学校が水準別の教育課程を効率的に運営するのに必要な行・財政的な支援をする。

小規模の学校の正常な教育課程運営を支援するために、教員の配置、学生の教育を受ける機会の拡充に必要な行・財政的な支援をする。

教育課程の編成・運営の改善のために、研究・師範学校を運営し、授業改善のための研究教師を置いて積極的に支援する。

特定の分野で卓越した才能を持つ学生と学習に障害のある学生らのために教育機会を設けて支援する。

帰国子女の教育経験の特性や背景を考慮して、この教育課程を履修するのに支障のないように支援する。

中学校でこの教育課程に示されている選択科目以外の科目を設置、運営する場合に備えて、そのための指針を学校に提示し、学校が予め必要な手続きを踏むように支援する。

各高等学校が開設できない科目を選択しようとする学生らが該当科目を履修できるように多様な機会を設けて、学生らが地域社会の公共の社会教育施設を通して履修した課程を認める法案を設定する。

教科、裁量活動、特別活動の‘目標 - 内容 - 方法 - 評価’の一貫性のある実践過程を確認し、実証的な資料を集めて教育の質の管理に活用する。

2) 地域教育庁

2-1) 編成

地域教育庁は市・道の各学校の教育課程の編成・運営指針を基にし、次の事項が含まれている学校の教育課程の編成・運営に関する実践中心の奨学資料を作成して小・中学校に提示する。

- ・ 地域の特殊性に基づいた重点教育活動に関する事項
- ・ 学校の教育の編成・運営に必要な教育資料及び支援に関する事項
- ・ 学校間の教育課程の編成・運営の協力に関する事項
- ・ 学校間の教員の巡回、及び需給の協力に関する事項
- ・ 学校間の教育施設や設備の共同活用に関する事項
- ・ 複式学級運営など小規模学校の教育課程の編成・運営に関する事項
- ・ 学校の教育課程の評価や質の管理に関する事項
- ・ その他必要な事項

地域の特性に合う学校の教育課程編成・運営を指導し、これを支援するために教員、教育行政家、教育課程（教科）専門家、父兄、地域人事などが参加した教育課程委員会を構成して運営する。

学校間で共同に協議し、学校の教育課程を編成・運営できるように支援する。

2-2) 運営

地域教育庁は各学校の教育課程の運営が忠実に行われるように奨学活動の計画を立て、定期的に実施する。

学校の教育課程の編成・運営方法に関する地域別の教員研修を実施する。

各学校の教育課程の編成・運営を支援するために、各種の資料を開発、普及する。

特殊児童、帰国子女のために教育機会を設けて運営する。

学校の教育課程の効果的な運営のために、学生の割り当て、教員の円滑な交流、学校間の施設や設備の共同活用、教材・資料の共同開発、活用に関して、学校間及び隣接教育庁間の協力体制を構築する。

管内の学校の教育課程の編成・運営の改善のために、研究・師範学校を運営、支援し、授業研究教師及び教科別の研究会活動を支援する。

教科、裁量活動、特別活動の実践過程を確認、評価して教育の質の管理に活用する。

3) 学校

3-1) 編成

< 共通指針 >

学校はこの教育課程や市・道の教育課程の編成・運営指針、地域教育庁の学校教育課程の編成・運営に関する奨学資料に基づいて、学校の実情に合う学校教育課程を編成・運営する。

- ・ 教科や裁量活動及び特別活動に配当された時間は、年間 34 週を基準とし、これは最低限の時間であり、この基準に足りないことのないように編成する。
- ・ 学校では年間授業時間数を季節、学校実情、学生実態、教育与件などに合わせて月別、週別に適切に割り当て編成する。
- ・ 週間及び一日の時間の割り当ては、曜日及び教科間のバランスが維持できるようにし、教科の特性や裁量活動、特別活動の内容に応じて時間を統合し、連続して運営できる。

教育課程の合理的な編成と効率的な運営のために、教員、教育課程（教科教育）専門家、父兄などが参加する学校教育課程委員会を構成し、この委員会は学校長の教育課程運営及び意思決定に関する諮問の役割を担当する。

学校は学校教育課程の編成・運営計画を基に学年、学級、教科別の教育課程が編成できる。

学校教育課程の編成・運営においては、教員の組織、学生の実態、父兄の要求、地域社会の実情及び教育施設・設備などの教育与件や環境が十分に反映されるように努力する。

水準別教育課程を適用する教科は、発展・補充学習のための追加時間が必要な場合、裁量活動に配当された時間など別途の時間が活用できる。

この教育課程に例示された科目以外の科目を設置、運営しようとする時は、市・道の教育課程の編成・運営指針に基づき、事前に必要な手続きを踏んでおかなければならない。

< 学校級別指針 >

小学校

- ・ 小学校の教科のうち、週当たり平均 3 時間以上の授業時間数が配当された教科は、週当たり平均 1 時間以内の範囲で時間数を減らし、学生の要求や学校の必要に応じて創意的裁量活動を増やし、活用できる。この場合は減った教科の学習活動と関連のある直接体験活動などと統合し運営しなければならない。
- ・ 小学校の水準別教育課程の運営のための学習集団は、学級内のグループ編成を原則とするが、学校の与件や教師、学生の特性に応じて多様な方法が活用できる。
- ・ 複式学級を編成、運営する場合は、教育内容の学年別順序を調整したり、共通のテーマを中心に教材を再構成して活用できる。
- ・ 小学校の裁量活動ではテーマ探求、グループ共同研究、学習方法の学習、統合的なモデル教科学習など多様な教育プログラムを学校や教師、学生の要求や必要に応じて、編成し運営できる。
- ・ 小学校ではすべての教育活動を通して学生の基本生活習慣が形成できるように編成し、正しい国語使用能力が向上できるように特別に配慮する。

中学校

- ・ 水準別教育課程の運営のための学習集団は学校の実情に応じて多様な編成ができる。
- ・ 中学校の裁量活動は次の事項に留意し、編成、運営する。
学校は裁量活動に配当された時間数を学生の要求や学校の実情に基づいて、適宜配分する。
国民共通の基本教科の発展・補充学習の場合、水準別教育課程を適用する教科の学習に偏らないように留意する。
選択科目を開設する場合、学校は2個以上の科目を同時に開設し、学生たちの選択権が保証されるようにする。

高等学校

- ・ 一般系高等学校は10年次までに国民共通の基本教育課程が履修できるように教科を編成する。
- ・ 水準別教育課程の運営のための学習集団は学校の実情に応じて多様な編成ができる。
- ・ 数学及び英語の教科で国民共通の基本教育課程として到達すべき水準に至らない11、12年次の学生のために、数学と英語の段階型科目を別途に設置するか、10学年次に設置された段階型科目が履修できるようにする。この場合は最大16単位までを一般選択科目の履修単位として見なす。
- ・ 一般系高等学校の教育課程には、学生の進路と関連した厳格な課程を別途に設けないこととし、個別の学生は自分が選択し履修した科目で、自分自身の課程を作っていくことを原則とする。学校は学生の進路選択を助け、系列だった選択科目の履修のために必要な課程を設定し運営できるが、これに関連した詳しい事項は市・道教育庁が定めた指針に従う。
- ・ 創意的な裁量活動を含めた高等学校の裁量活動では、学生の適性や進路などを考慮し、11、12年次の選択中心教育課程と連係して運営できるように努力する。
- ・ 選択科目は学校の実情や学生の要求を反映して編成する。特に、市・道が定めた一定規模以上の学生がこの教育課程の編制にある特定選択科目の開設を要請する場合、学校はこれを開設しなければならない。
- ・ 学期当たり履修科目数は市・道の教育監が定めた範囲内で編成し、できる限り10科目以内にする。
- ・ 学校が宗教科目を付加する時は宗教以外の科目を含む複数の科目を編成し、学生に選択の機会を与える。
- ・ 一般選択科目は先行学習の進捗と関係なく選択できる。
- ・ 学校長は、自分の学校で開設しない選択科目の履修を希望する学生がいる場合、その科目を開設した他の学校での履修も認めるようにする。特定科目の場合、公共の地域社会の学習施設での学習が該当学校でのものより効果的だと判断される場合、学校長はこれを許容しなければならないが、詳しい事項は市・道が定めた指針に従う。

- ・ 実業系及び其の他系高等学校の学科別必須科目は、必要な場合、学校長が決めることができ、選択科目は学校長が定める比率の範囲内で学生が選択し、履修できるようにする。
- ・ 実業系高等学校で専門教科の学習は現場実習に代替できる。この場合、現場実習は学校の教育課程の内容と直接関連のあるものとし、教師の指導の下で可能な限り最終学年で実施するようにする。
- ・ 外国語系列高等学校では専攻外国語以外に二つの外国語を含め専門教科を編成しなければならない。
- ・ この教育課程に明示されていない系列の教育課程は類似系列の教育課程に準ずる。やむを得ず新しい系列を設置したり、それに応じた教育課程を編成する場合や学校の実情により新しい科目を設定し運営しようとする場合は、市・道の教育課程の編成・運営指針に基づき事前に必要な手続きを踏んでおかなければならない。

3-2) 運営

学校教育課程はすべての教員が専門性を発揮して参加する民主的な手続きや過程を経て編成・運営する。

学校教育活動の全般を通して人間教育が統合的、体系的に行われるようにしなければならない。

学校は次の事項を考慮し水準別教育課程を運営する。

- ・ 学校は毎年水準別教育課程運営計画を立て施行する。
- ・ 段階型水準別教育課程の運営において、教科、学年または単位学校の状況に応じ、該当段階の学習目標の一定の達成基準を考慮し、最上級段階の進級のための資格基準を設定する。
- ・ 発展・補充型水準別教育課程は次の通り運営する。

時間（単位）配当基準に提示された教科別年間授業時間数の基本教育内容を中心に運営するが、発展学習や補充学習も一緒に行われるようにする。必要な場合、裁量活動など別途の時間を確保して発展学習や補充学習が実施できる。

教科用の図書以外の発展・補充の学習教材・資料は、教育庁や学校で開発したものが使える。

- ・ 水準別教育課程を適用する教科の場合、学習の不足したところが補えるように‘特別補充課程’が運営できる。特別補充課程の編成及び運営に関する諸事項は学校が自律的に決定する。

学校は次のような事項に留意して学校教育課程を編成運営する。

- ・ 各教科の基礎的、基本的な要素が体系的に学習されるように計画し、これに一貫性を持たせ、持続的に指導する。
- ・ 各教科別の学習目標をすべての学生が達成できるように指導し、能力に合わせた達成を可能にするように多様な学習の機会や方法を提供し、これのために計画的な配慮や指導をし、学習欠損が累積したり学習意欲が低下しないように努力する。

- ・ 教科授業は探求的な活動を通して概念や原理を理解し、これを新しい事態に適用させる機会を多く作るようにする。特に、いろいろな資料を活用した情報処理能力を持たせることに努める。
- ・ 個別の学習活動とともに、グループ共同学習活動を重視し、共同で問題を解決する経験をたくさん持たせる。
- ・ 各教科活動では学習が特性を持つようにし、発表、討議活動や実験、観察、調査、実測、労働、見学など、直接体験する活動が十分に行われるようにする。
- ・ 教科や特別活動の内容配列は、必ずしも学習の順序を意味するものではなく、例示的な性格を持っているので、必要な場合、地域の特殊性、季節及び学校の実情や学生の要求、教師の必要に応じて、各教科の学年別目標についての指導内容の順序や比重、方法を調整して運営できる。
- ・ 教科や裁量活動、特別活動の効率的な運営のために、地域社会の人的、物的資源を計画的に活用する。
- ・ 実験・実習や実技指導においては実習施設及び機械・機具使用時の安全に特に留意する。
- ・ 教育活動全般を通して男女の役割に関する偏見を持たないように指導する。

特別活動の各領域がバランスよく運営されるように努力し、各学校別に特色のある重点領域を設定、育成して学校の伝統をつくっていくようにする。

- ・ 地域社会の人的資源や物的資源を計画的に活用し、学生の個性、趣味、興味、特技などが十分に伸ばせるように配慮する。
- ・ 共同体意識や民主市民の資質が形成できる自律的な集団活動になるようにする。
- ・ 地域及び学校の実情や活動内容の特性により集中的で、連続的な履修ができ、多様な方法で適宜運営できるようにする。
- ・ 学生の適性や能力に適している進路が決定できるように相談の機会を設ける。

学習効果を高めるために、教科用図書以外に教育放送、視聴覚教材、各種学習教材・資料などを活用する。

教科用図書中心の教育から脱皮し、教育情報網、マルチメディアなど、コンピューターを活用した教育を活性化させるようにする。

市民教育、人間教育、環境教育、経済教育、エネルギー教育、勤労精神育成教育、保健教育、安全教育、性教育、消費者教育、進路教育、統一教育、韓国文化正体性教育、国際理解教育、海洋教育、情報化及び情報倫理教育などのモデル教科学習は、裁量活動を通して重点的に指導するが、関連した教科や特別活動など、学校教育全般にわたって統合的に扱われるようにし、地域社会及び家庭との連携指導にも努める。

学校では学生が良い文章にたくさん触れるように図書目録を作り、国語科をはじめ各教科教育や裁量活動及び特別活動に活用できるようにする。

心身に障害のある学生のための特殊学級を設置、運営する場合、学生の障害程度や能力を考慮してこの教育課程を調整、運営したり特殊学校教育課程及び教授・学習教材・資料を活用したりすることができる。

学校は学生や父兄の要求を基に、放課後または休み中のプログラムを開設できるが、学生の自発的な参加を原則とする。

学校は同じ学年の集まり、教科別集まり、現場研究、自主研修などを通して教師たちの教育活動が改善されるようにする。

学校は学校教育課程の編成や運営の適合性、妥当性、効果を自己評価して問題点や改善点を洗い出し、次の年度の教育課程編成・運営にその結果を反映する。

3. 教育課程の評価と質の管理

- 1) この教育課程の質の管理のために、国家水準では周期的に学生の学力評価、学校や教育機関の評価、教育課程の編成・運営に関する評価を実施する。

学業成就度の評価のために、教科別、学年別に学生評価を実施し、評価結果は教育課程の質の確保やその改善に活用する。

学校の教育課程の編成・運営や教育庁の教育課程支援の状況を把握するために、学校と関連のある教育庁に対する評価を周期的に実施する。

教育課程・運営や支援体制の適切性や実効性を評価するための研究を行う。この教育課程が適用される初年度から多様な手続きを踏んで、該当する学校、学年、学生に対して、適切であるかを調査して評価するが、教育課程の評価研究は教育課程の編制、単位配当、編制・運営指針の適切性とその適用効果に重点を置く。

- 2) 国家水準では学校で教育課程の精神を具体化した評価活動が円滑に行われるように多様な方法を考究し、学校の現場に提供しなければならない。

教科別に「絶対評価基準」を開発普及し、学校が教科教育課程の目標に合った評価ができるようにする。

国家水準の評価項目の運用を構築し、コンピューター通信網を通して学校が評価に利用できるようにする。

教科別評価活動に活用できる多様な評価方法、手続き、道具などを開発して学校に提供する。

- 3) 学校で実施する評価活動は、次の事項を考慮して行われなければならない。

評価はすべての学生が教育目標を成功裏に達成するための教育過程として実施する。

学校は多様な評価ツールや方法を使って成就度を評価し、学生の目標の到達度を確認し、授業の質の改善のための資料として活用する。

教科の評価は選択式だけの筆記試験を避け、叙述型の主観式評価や表現及び態度の観察評価がバランスよく行われるようにする。

実験・実習の評価は、教科の性格を考慮し、合理的な細部評価基準を設けて実施する。

情動的、機能的、創意的な面が特に重視される教科の評価は、妥当な評価基準や尺度に基づいて実施する。

学校と教師は、学校で教えた内容と機能を評価するように留意する。学生が学校で学ぶ機会を与えず、学校以外の教育手段を通して身につけなければならない内容と機能は評価しないようにする。

小学校の教科活動評価は、学生の活動状況や特徴、進歩の程度などを把握し、その結果を叙述的に記述することを原則とする

裁量活動に対する評価は、教科裁量活動や創意的裁量活動の特性と学生の特性を鑑み、評価の主眼を学校で作成し活用する。但し、創意的裁量活動の評価は、その結果を文章で記録するようにする。

4. 特殊な学校での教育課程の編制と運営

- 1) 小・中・高等学校に準ずる学校の教育課程は、この教育課程に従って編成する。
- 2) 教育部直轄学校の教育課程は、該当市・道の教育長の編成・運営指針を参考にして学校長が編成する。
- 3) 公民学校、高等公民学校、技術学校、勤労青少年のための特別学級及び産業体付属学校、その他特殊な学校は、この教育課程を基に学校の実情や学生の特性に合う学校教育課程を編成し、市・道教育監の承認を得て運営する。
- 4) 夜間授業を行う学校の教育課程は、この教育課程に沿って運営するが、単位授業時間を40分に短縮して運営できる。
- 5) 放送通信高等学校は、この教育課程に提示されている高等学校の選択中心教育課程に沿って運営するが、市・道教育監の承認を得てこの教育課程の編制や単位配当基準を調整して運営できる。

編制と単位配当基準は、高等学校の選択中心教育課程に準ずるが、172単位以上を履修するようにする。

教育は放送通信による授業、出席授業及び添削指導の方法による授業にする。

学校出席授業日数は年間20日以上とする。
- 6) 教育課程の研究のために、新しい方式で教育課程を編制・運営しようとする学校は、教育部長官の承認を得てこの教育課程の基準とは違った学校教育課程を編成・運営できる。

第2章 外国語に関する教科

1. 外国語に関する教科

1. 性 格
2. 目 標
3. 内容体系

2. 日本語科

- 2-1. 日本語読解
- 2-2. 日本語読解
- 2-3. 日本語会話
- 2-4. 日本語会話
- 2-5. 日本語作文
- 2-6. 日本語作文
- 2-7. 日本語聴解
- 2-8. 日本語文法
- 2-9. 日本文化
- 2-10. 実務日本語

1. 外国語に関する教科

1. 性格

高等学校の外国語専門教育は、国際的な協力が重視される現代社会で国家や個人が相互理解を深め、国際化社会で共同の利益を追求しなければならない国家的な必要性に応じ、これからの国際化社会を主導するのに要求される流暢な意思疎通能力を育成するための準備教育として必要である。

外国語専門教育は、国際化、情報化時代に能動的に備え、民族文化が紹介できる人材を育て、国力を伸ばし、人類共栄に貢献しなければならないという必要性に基づく。従って、学生が体験や活動を通して教科を学習し、学術研究や職業分野に創造的に臨める基本的能力と知識を育成するようにする。

また、外国語専門教育を通して我が国の文化や外国の物事を正しく認識するようにし、学生が正しい価値観や自主的な精神を養い、国際人としての姿勢と協力的な態度が育成できるように支援する。

外国語系列高等学校及び外国語課程を設置した一般系高等学校における外国語の種類は、英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、日本語、ロシア語、アラビア語など、8科目である。

これらの科目は各言語別に水準の高い読解、会話、作文、聴解能力を段階別に養うようにし、文化理解や実務に関する教科を開設し、学校の特性と学生の要求に応じ、選択して学習できるようにする。

外国語系列教育課程は外国語系列高等学校及び一般系高等学校の外国語課程に適用され、高等学校の一般教育の範囲で、外国語専門教育を提供し、外国語に素質と才能を持った人材を育成することを目的とする。

従って、外国語系列高等学校と一般系高等学校の外国語課程の学生が、中学校で受けた教育を土台に一般教養を広め、国家社会と国際関係に対しての理解と健全な批判力を養い、外国語専門訓練を通して外国語を流暢に使える能力を養うのに必要な学科と教科を提供する。外国語系列教育課程は中学校の外国語教育をふまえ、外国語を専門的に習得することによって流暢さと豊富な知識を追求するようにする。

2. 目標

外国語に素質と才能を持っている学生に外国語専門教育を実施することによって、外国語への理解や表現能力を養い流暢に意思疎通ができる能力を養うことに目標を置く。但し、学生が英語を習い始めた学年と他の外国語を習い始めた学年が異なるため、学科別に水準を別に設ける。

- 1) 一般系高等学校の外国語教科の水準より高い理解力や意思疎通能力を養う。
- 2) 外国文化を客観的に理解し、我が国の文化を正しく紹介する。
- 3) 学習した内容を適用して外国人と一緒に一般的な業務や課題を遂行する。
- 4) 文化と学術の国際交流活動に能動的に参加できる態度を持つ。

3. 内容体系

項目		記述内容
意思疎通機能		<ul style="list-style-type: none"> 意思疎通機能は考えや感じの理解と表現、円満な対人関係のための理解と表現、指示と依頼、勧誘、情報交換及び意見交換、問題解決、想像的・創造的な活動のための機能などを含める。 意思疎通機能は言語ごとに一般系高等学校の外国語の意思疎通機能項目と例文などを参考にし、一層、発展させる。
言語活動		<ul style="list-style-type: none"> 「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」の言語の4技能を統合的に使える、水準の高い能力を育成する。
言語材料	素材	<ul style="list-style-type: none"> 教科の目標に応じ実用性と親しみやすさを考慮して選択する。 安全、環境問題、男女の役割、統一問題など学生が未来の生活に必要な内容を含める。 外国文化に関する内容を中立的に扱う。 韓国のステータスを考慮して国際人の資質を育成するのに必要な素材を選択する。
	使用言語と発音	<ul style="list-style-type: none"> 使用言語：学年と教科の特性に応じ、音声、文字に分けて記述する。 発音：教科別に学習すべき発音に特記事項を記述する。
	言語形態	<ul style="list-style-type: none"> 学年と教科ごとに構文、文法に関する事項が記述できる。 教材制作に必要な段階と程度が提示できる。
	語彙	<ul style="list-style-type: none"> 教科ごとに使うべき語彙が提示できる。
	文章の長さ	<ul style="list-style-type: none"> 教科ごとに文章の長さが提示できる。

2. 日本語科

日本語は、朝鮮時代の半ば、通訳院で通訳官の養成用として発行された世界最初の日本語教材があることからわかるように、昔から隣国の言語として教育的な必要性が高かった言語であり、経済力や情報力の上で、言語勢力が大きい代表的な言語であるため、現代のような情報化時代においては書籍やインターネットを通じた迅速な情報収集と伝達のために有益な言語である。

現在の韓国と日本は政治、経済、社会、文化的に緊密な相互協力関係にあるが、両国の友好関係が崩れた近代史の影響で両国民の感情の溝は未だに大きい。今世界は隣接国家間の結束が強化され、地域単位で統合または協力体制を構築しており、文化間の交流を通してお互いを理解し協力する国際化の動きが活発に展開されている。このような時代の要求により、韓日両国も友好の歴史を再創造することが重要とされてきている。従って、日本人の行動様式と日本文化を理解し、韓日間の各種の交流活動において一翼を担える人材養成の必要性が高くなっている。

専門教科として日本語科は、国際関係の理解を基に社会の各分野で日本語を通して日本人との意思疎通が成功裏に遂行でき、政治、経済、社会、文化分野の韓日交流に能動的で積極的に参加できる力を養うのに重点を置く科目である。このような目的をより効率的に達成させるために、日本語科は会話、読解、作文、聴解、文法、文化、実務日本語などの科目が開設されている。

2-1. 日本語読解 I

1. 目標

日常生活と関連したやさしい文章を読んで要点を把握し、筆者の表現意図を理解する。

- 1) 言葉と意味の関係を理解する。
- 2) 構造が簡単な文を読んでその意味を把握する。
- 3) 短い文章を読んで大意と主題を把握する。
- 4) 文章の構成が分かり、前後の文脈との関係により意味を把握する。
- 5) やさしい、長い文を読んで、短く要約できる。
- 6) インターネットを通して日本語の簡単な情報の検索ができる。

2. 内容

1) 意思疎通機能

日本語による意思疎通能力と会話に積極的に参加する態度を養うために、次のような意思疎通活動を展開する。但し、下に提示した意思疎通機能のうち「日本語読解」科目の水準に合う言語能力を選別して学習する。

挨拶機能；挨拶、紹介、安否、賞賛、激励、お祝い、感謝、慰労などの表現

情報伝達機能；説明、伝達、提案、助言、主張などの表現

要求機能；質問、許可、確認、選択、説明、依頼、指示などの表現

意思及び態度の伝達機能；反論、疑問提議、否定、非難、驚き、喜怒哀楽、反問、遺憾、慰め、謝罪、答え、推測などの表現

談話の展開機能；談話の開始、展開、転換、終結などに関連した表現

2) 言語活動

文を読み事実を理解し推論する基礎的な能力が養えるように内容を構成する。

文を読んだ後、簡単な質疑応答ができるように内容を構成する。

3) 言語材料

3-1) 素材

日常生活と関連した実用性の高い素材を中心に選択し、多様な内容の文章に触れるようにして、学習への興味や意欲を高め、意思疎通機能の向上に役立つものにする。

- ・ 個人、家庭、学校生活に関連したもの
- ・ 余暇の有効利用と安全、健康などに関するもの
- ・ 韓国と日本の生活文化に関するもの
- ・ 基本的な社会生活に関するもの
- ・ 多様なジャンルや伝達媒体の文章

内容構成においては、次の事項に留意する。

- ・ 学生の興味、必要性、知的水準などを考慮して多様な形態の文章を提示する。
- ・ 内容は実際の生活で使えるものにする。
- ・ 文化に関する内容は普遍的で客観的なものを選択する。
- ・ 学生の知的水準に応じて、文章の難易度を調整して段階的に構成する。
- ・ 出典と著者を明らかにし、学生の水準によって表現を調整して提示する。

3-2) 言語形態

使用頻度と活用度を考慮し、文型と文法事項は複雑でないものにする。

文体は主に文語体を使うが、会話体や縮約形など多様な文体を提示する。

漢字は日本語の常用漢字の範囲内で提示する。

3-3) 語彙

一般系高等学校の教育課程に提示されている基本語彙を中心に 1,500 語程度を使用するが、固有名詞は例外とする。

3. 教授・学習方法

- 1) 読解学習の全課程が学生中心に展開される授業になるようにする。
- 2) グループ別の協議、討論活動を通して学生が自ら問題を解決できるようにする。
- 3) 印刷文字だけでなく、映像文字の読解資料も扱う。
- 4) 学生個々人の水準に合う学習を展開するようにする。

- 5) 文法中心の部分的な意味解釈に偏らず、文章の全体の意味を把握することに重点を置く。
- 6) 学生の創意力を伸ばすような学習課程にするようにする。
- 7) 読解能力を日本語で行う情報検索に活用して、学習意欲を高めるようにする。

4. 評価

1) 評価指針

文章の部分的な意味分析より全体的な要点の把握に重点を置くようにし、読解の機能だけではなく、読解学習に臨む能動的な態度も評価する。

妥当性や信頼性、客観性を備えた評価になるようにする。

学生を序列化する評価より学習の診断のための評価になるようにする。

2) 評価方法

断片的な知識中心の評価を避け、文章の要旨と表現意図が把握できる能力を評価することに重点を置く。

日本語による情報検索などで、読解能力の応用力を評価に反映するようにする。

3) 評価結果の処理及び活用

評価の結果は、質的な結果と量的な結果を分析して個別指導及び次の段階の学習計画に活用するようにする。

2-2. 日本語読解Ⅱ

1. 目標

日常生活と関連した文章を読んで要点を把握し、筆者の表現意図を理解する。

- 1) 日常生活現場の文章を読んで要点を把握し、筆者の意図を理解する。
- 2) 長い文章を読んで日本語の意味構造を把握する。
- 3) 実用文の大意、素材、主題などを把握する。
- 4) 前後の文脈との関係によって意味を把握する。
- 5) 長い文章を短く要約できる。
- 6) 実用文を読んで筆者の態度、価値観、判断などを推論する。
- 7) 文章の組み立てや展開方法、多様な表現法などと意味との関係を理解する。

2. 内容

1) 意思疎通機能

‘日本語読解’科目に提示されている機能を中心にするが、‘日本語読解’科目に合う機能を追加して提示する。

2) 言語活動

事実の理解、推論的な理解、批判的な理解などの能力が養えるように内容を構成する。

文章を読んだ後、簡単な質疑応答と討論活動ができるように内容を構成する。

3) 言語材料

3-1) 素材

日常生活や業務遂行過程で接する実用性の高い素材を選択し、文章の意味の理解と表現法の指導に役立つものにする。

- ・ 電話、交通、使用説明書などの説明文
- ・ 郵便、銀行、出入国管理事務所などで使う基本的な書式に関するもの。
- ・ 手紙、ファックス、E-メールなど、多様な通信文に関するもの。
- ・ 商業広告、公告、案内など、各種の案内文に関するもの。
- ・ 政治、経済、社会、スポーツなど、各種の報道文。
- ・ 日本文化を正しく理解するのに役立つ文章。

内容構成においては、次の事項に留意する。

- ・ 学生の興味、必要性、知的水準などを考慮して多様なジャンルと形態の文章を提示する。
- ・ 内容は実際の生活で使えるものにする。
- ・ 文化関連内容は普遍的で客観的で公正なものを選択する。

3-2) 言語形態

文字に対する適応力を高めるために、現場のそのままの文を提示する。

多様な文体や表現法・表記法が体験できる文を提示する。

その他の事項は‘日本語読解’科目に準ずる。

3-3) 語彙

‘日本語読解’科目で使われている語彙を中心に2,500語程度を使用するが、固有名詞は例外とする。

3. 教授・学習方法

‘日本語読解’科目に準ずる。

4. 評価

‘日本語読解’科目に準ずる。

2-3. 日本語会話 I

1. 目標

日常生活で使われるやさしい日本語を理解し、やさしい日本語で比較的簡単な意思疎通ができる。日本語の会話能力の向上と日本人の日常言語生活に関心を持って、日本人との意思疎通に能動的に参加する態度を持つ。

- 1) 簡単な語句や文を自然な調子で話すことができる。
- 2) モデル会話の語調を聞いて繰り返すことができる。
- 3) 日本語の意思疎通機能の遂行に関連した表現を自然な調子で話すことができる。
- 4) 日常生活現場での会話と関連した日本人の言語行動を理解し話すことができる。
- 5) 皆の前で自分の考えを日本語で話すことができる。
- 6) 日常の意思疎通機能の遂行過程で使われるやさしい日本語を日本人が分かるように話すことができる。
- 7) 日本語を話す学習の必要性を理解し、「話す」学習に能動的に参加する態度を持つ。

2. 内容

1) 意思疎通活動

日本語による意思疎通能力を養い、会話に積極的に臨む態度を養うために、次のような意思疎通活動を展開する。下に提示した意思疎通機能のうち、「日本語会話」科目の水準に合う言語能力を選別して学習する。

- ・ 挨拶機能；挨拶、紹介、安否、賞賛、激励、お祝い、感謝、慰労などの表現
- ・ 情報伝達機能；説明、伝達、提案、助言、主張などの表現
- ・ 要求機能；質問、許可、確認、選択、説明、依頼、指示、義務、禁止などの表現
- ・ 意思及び態度の伝達機能；反論、疑問提議、否定、非難、保留及び回避、驚き、喜怒哀楽、反問、遺憾、慰め、不必要、申し出、謝罪、答え、推測
- ・ 談話の展開機能；談話の開始、展開、転換、終結と関連した表現

2) 言語活動

話を聞いて理解し、会話、討論の練習をするように内容を構成する。

3) 言語材料

3-1) 素材

日常的な生活文化を素材として選択し、意思疎通能力の習得に役立つものにする。

- ・ 個人の生活と日常的な人間関係に関するもの
- ・ 交友関係と学校生活に関するもの
- ・ 基本的な社会生活に関するもの
- ・ 趣味、娯楽、観光など、余暇に関するもの
- ・ 日本人の言語行動を理解するのに役立つもの

- ・ 日本人の日常生活を理解するのに役立つもの

内容構成は次の事項に留意する。

- ・ 学生の興味、必要性、知的水準などを考慮し、意思疎通の意欲が誘発できる内容にする。
- ・ 内容は実際の生活で使えるものにする。
- ・ 日本語の他の科目と連携性を持つように構成する。

3-2) 発音

現代日本の標準語発音に従う。

3-3) 言語形態

文字は基本的にひらがな、カタカナ、漢字を使うが、漢字は日本式の字体を使用し、日本の常用漢字の範囲内で使用する。但し、固有名詞に使われる漢字は例外とする。

文法に関する事項は「別表」に提示した例文を参考にする。但し、次の文法事項はできるだけ扱わないようにする。

- ・ 古語表現（例：べし、まい）
- ・ 過度に複雑な文法事項（例：使役＋受身；歌わせられる、ださせていただく）
- ・ 過度の尊敬語・謙譲語（例：さようございますか）
- ・ 過度の丁寧表現（例：ほんじつは、～であります）
- ・ 文語体と会話体、男性言葉と女性言葉、丁寧表現など多様な形態の言語形式を扱う。

3-4) 語彙

一般系高等学校の教育課程に提示されている基本語彙を中心に 1,000 語程度を使用する。

3. 教授・学習方法

- 1) 授業の全課程を意思疎通機能の習得中心に構成する。
- 2) 会話は「聞く」活動と「話す」活動を統合して進行するように授業を計画する。
- 3) 授業の全課程を通して聴覚認知による日本語習得に力点を置き、口頭言語習得の効率性を高める授業になるように構成する。
- 4) 学生の自律性が最大限に活かされる授業を計画する。
- 5) 学生の興味と要求を十分に反映し学習意欲を高める授業になるように構成する。
- 6) 日本語の教材・資料を通して表現形式や使用上の特徴を学生自らが発見し、学習計画を立てていく学生中心の授業を計画する。
- 7) 学生の動作や体験を通して習得効果を高めることができるように授業を計画する。
- 8) 学生の個人の習得水準に合う学習を展開するようにする。
- 9) グループの構成員同士で協力学習ができる授業になるように構成する。
- 10) 学生の学習意欲を高めるために、即座に訂正するのを避ける。
- 11) 目標と内容に従い、日本語で授業をする。

- 12) 各種視聴覚教材とさまざまな媒体の教具・教材を活用して学習効果を高めることができる授業を構成する。

4. 評価

1) 評価指針

- ・ 日常生活で使われる日本語の意思疎通能力を流暢性に重点を置いて評価する。
- ・ 客観性、妥当性、信頼性を備えた評価になるようにする。
- ・ 学生を序列化する評価より学習診断のための評価になるようにする。

2) 評価方法

- ・ 評価目標と内容により、分離式評価と統合式評価を実施するが、特に「話す」、「聞く」を中心にした統合式評価に比重を置くようにする。
- ・ 筆記式の評価を避け、面接に比重を置いて実際の意思疎通活動を効果的に評価するようにする。
- ・ 意思疎通活動と文化理解に対する積極的な参加度を評価するようにする。

3) 評価の結果処理及び活用

評価の結果は、質的な結果と量的な結果を分析し、次の段階の学習計画及び個別の学習指導に反映するようにする。

2-4. 日本語会話Ⅱ

1. 目標

日常生活で使われる日本語を理解し、日本語で意思疎通できる。日本人の日常言語生活に対して関心を持ち、日本人との意思疎通を図る機会に能動的に参加する態度を持つ。

- 1) 日本人の意思疎通機能の遂行に関連した表現を自然な調子で話すことができる。
- 2) 日常の会話と関連した日本人の言語行動を理解し、話すことができる。
- 3) 皆の前で自分の考えを日本語で自信を持って話すことができる。
- 4) 相手の話を良く聞いて会話の進行を順序よく導くことができる。
- 5) 日常の意思疎通機能の遂行過程で使われる日本語を騒音のある状態で理解することができ、日本人が理解できるように話せる。
- 6) 日本語を話す学習の必要性を理解し、「話す」学習活動に積極的に参加する態度を持つ。

2. 内容

1) 意思疎通機能

‘日本語会話’科目に提示されている機能を中心にするが、‘日本語会話’科目に合う機能を追加して提示する。

2) 言語活動

話を聞いて理解し、会話、討論の練習をするように内容を構成する。

3) 原語材料

3-1) 素材

‘日本語会話’科目に準ずる。

3-2) 発音

現代日本語の標準語発音に従う。

3-3) 言語形態

‘日本語会話’科目に準ずるが、文体は親密表現（友達言葉）、縮約表現など多様な言語形式を追加して扱う。

3-4) 語彙

‘日本語会話’科目に使われている語彙を中心に 1,500 語程度を使用する。

3. 教授・学習方法

‘日本語会話’科目に準ずる。

4. 評価

‘日本語会話’科目に準ずる。

2-5. 日本語作文 I

1. 目標

意思疎通機能の遂行に必要な文章表現の基礎的な能力を養う。

- 1) ひらがなとカタカナが正しく書ける。
- 2) 日本式の漢字が正しい筆順で書ける。
- 3) 提示された言葉を使って短い文章が完成できる。
- 4) 日本の文章の基本構造を理解し、短文で表現できる。
- 5) 意思疎通機能と関連した簡単な表現を短い文章で表現できる。
- 6) 自分の考えを短い文章で表現できる。

2. 内容

1) 意思疎通機能

日本語の作文を通して、意思疎通機能を養うために、下に提示した意思疎通機能のうち、‘日本語作文’科目の水準に合う言語機能を選択して学習する。

挨拶機能；挨拶、紹介、安否、賞賛、激励、お祝い、感謝、慰労のための表現

情報伝達機能；説明、情報伝達、提案、助言、慰め、不必要、申し出、謝罪、答え、推測、主張などの表現

要求機能；質問、許可、確認、選択、説明、依頼、指示、義務、禁止などの表現

意思および態度の伝達機能；反論、疑問提議、否定、非難、保留及び回避、驚き、喜怒哀楽、反問、遺憾などの表現

談話の展開機能；談話の開始、展開、転換、終結と関連した表現

2) 言語活動

文を正しく書く能力を養うように構成する。

3) 言語材料

3-1) 素材

意思疎通機能を遂行するのに役立つ内容を選定する。

- ・ 個人の生活や日常的な人間関係で活用されるもの
- ・ 交友関係や学校生活で活用されるもの
- ・ 基本的な社会生活でよく使われるもの
- ・ 趣味、娯楽、観光など、余暇利用時に活用されるもの
- ・ 日本人の日常生活を理解するのに役立つもの

内容構成は次の事項に留意する。

- ・ 学生の興味、必要性、知的水準などを考慮し、コミュニケーションへの意欲を誘発する内容にする。
- ・ 内容は実際の生活で使えるものにする。
- ・ 学生の能力に合う学習ができるように内容を構成する。

3-2) 言語形態

文字は基本的にひらがな、カタカナ、漢字を使うが、漢字は日本語の字体を使い、日本の常用漢字範囲内で使用する。但し、固有名詞に使われる漢字は例外とする。文章表現においては、日本語の表記法を理解し表現するようにする。

文法に関する事項は‘別表’に提示した例文を参考にする。但し、次の文法事項はできるだけ扱わないようにする。

- ・ 古語表現（例：べし、まい）
- ・ 過度に複雑な文法事項（例：使役＋受身；歌わせられる、ださせていただく）
- ・ 過度の尊敬語・謙譲語（例：さようございますか）
- ・ 過度の丁寧表現（例：ほんじつは、～であります）

文語体と会話体、男性言葉と女性言葉、丁寧表現などの言語形式を扱う。

3-3) 語彙

一般系高等学校の教育課程に提示されている基本語彙を中心に 1000 語程度を使用する。

3. 教授・学習方法

- 1) 授業の全課程を意思疎通機能の習得を中心に構成する。
- 2) 作文は学生自らが討論を通して誤りを発見するようにする。
- 3) 学生の自律性が最大に反映できるような授業を計画する。
- 4) 学生の興味や欲求を十分に反映し学習意欲を高める授業になるように構成する。
- 5) 学生個人の習得水準に合う学習を展開するようにする。
- 6) グループ構成員同士で協力学習ができるような授業を構成する。

4. 評価

1) 評価指針

- ・ 日常生活で使われる日本語での意思疎通機能の遂行に必要な表現に対する理解と機能を評価し、意思疎通活動に参加する態度を評価する。
- ・ 学生を序列化する評価より学習診断のための評価になるようにする。
- ・ 客観性、妥当性、信頼性を備えた評価になるようにする。

2) 評価方法

評価目標と内容により分離式評価と統合式評価を実施するが、特に話すことと聞くことを中心にした統合式評価に比重を置くようにする。

3) 評価の結果処理及び活用

評価の結果は、質的な結果と量的な結果を分析し、次の段階の学習及び個別の学習指導に反映するようにする。

2-6. 日本語作文Ⅱ

1. 目標

日本語での意思疎通機能の遂行に必要な文章表現力を養う。

- 1) 日本語の表記法に従って文章が書ける。
- 2) 仮名と漢字を適切に使って文章が書ける。
- 3) 日本語の文の基本構造を理解し、複文の表現ができる。
- 4) 意思疎通機能と関連した表現が目的に応じて使える。
- 5) 読んだ内容を要約して書ける。
- 6) 自分の考えを筋道立てて文章で表現できる。

2. 内容

1) 意思疎通機能

‘日本語作文’科目に準ずる。

2) 言語活動

文章単位の文を筋道を立てて書く能力を養うような構成にする。

3) 言語材料

3-1) 素材

‘日本語作文’科目に準ずる。

3-2) 言語形態

‘日本語作文’科目に準ずるが、言語形態は親密表現（友達言葉）も追加し扱う。

3-3) 語彙

‘日本語作文’科目の語彙を中心に 1,500 語程度を使う。

3. 教授・学習方法

‘日本語作文’科目に準ずる。

4. 評価

‘日本語作文’科目に準ずる。

2-7. 日本語聴解

1. 目標

日本語での意思疎通機能の遂行に必要な聴解能力を養う。

- 1) 日本語の音声的な特徴を理解し自然な調子で発音できる。
- 2) 文法と音声の関係を正しく理解する。
- 3) 日常生活に関する話題についての会話を正しく聞くことができる。
- 4) 電話や放送を聞いてその内容を正しく理解する。
- 5) 業務に関する情報を聞いてその内容を正しく理解する。
- 6) やさしい講演、主張、発表などの主題と要旨を正しく理解する。
- 7) 会話や談話を聞いて要旨、主題などを推論して理解する。
- 8) 会話や談話で省略されていたり、聞き取れなかった内容を推測して理解する。
- 9) 騒音のある環境でも伝達内容を正しく理解する。

2. 内容

1) 意思疎通機能

日本語の聴解を通して意思疎通能力を養うために、次に提示した意思疎通機能のうち、日本語聴解の水準に合う言語機能を選別して学習する。

挨拶機能；挨拶、紹介、安否、賞賛、激励、お祝い、感謝、慰労のための表現

情報伝達機能；説明、情報伝達、提案、助言、慰め、不必要、申し出、謝罪、答え、推測、主張などの表現

要求機能；質問、許可、確認、選択、説明、依頼、指示、義務、禁止などの表現

意思及び態度伝達機能；反論、疑問提議、否定、非難、保留及び回避、驚き、喜怒哀楽、反問、遺憾などの表現

談話の展開機能；談話の開始、展開、転換、終結と関連した表現

2) 言語活動

話を聞いて事実の理解と推論的な理解、批判的な理解能力が養えるように構成する。

3) 言語材料

3-1) 素材

日常的な生活及び業務と課題の遂行に必要な主題を選択するようにする。

- ・ 日常生活と業務に関するもの
- ・ 挨拶、招待、訪問、食事などに関するもの
- ・ 商談と契約に関するもの
- ・ 紹介と面接、電話に関するもの
- ・ 歴史、地理、政治、経済、教育などに関するもの
- ・ 日本文化と日本人の考え方を正しく理解するのに役立つもの
- ・ 国際的な感覚と国際人としての意識を養うのに役立つもの

内容構成においては次の事項に留意するようにする。

- ・ 聴解の学習をする上での難易度などを考慮して構成する。
- ・ 学生の実用的な必要性和使用頻度などを考慮して構成する。

3-2) 発音

現代日本語の標準語発音に従う。

言葉のつながりかた、音韻変化に伴って起こる意味の変化及び文章の修飾構造、情報構造と抑揚の関係を理解することに力点を置く。

明瞭な発音だけでなくある程度の騒音がある発音にもなれるようにする。

3-3) 言語形態

使用頻度と活用度を考慮し、文型と文法は複雑でないものを使用する。

場面及び状況に応じて文章スタイルの違いを理解できる教材・資料を選定する。

文字は基本的にひらがな、カタカナ、漢字を使用し、漢字は日本語の字体を使い、日本の常用漢字の範囲内で使用する。但し、固有名詞に使われる漢字は例外とする。

3-4) 語彙

一般系高等学校の教育課程に提示されている基本語彙を中心に 1,500 語程度を使用する。

3. 教授・学習方法

- 1) 授業の全過程が学生中心に展開される授業になるように構成する。
- 2) 聞く活動が終わった後、その要旨をまとめしたり口頭で発表したり、また発表の内容に関して討論をするなどの活動を通して、学生が自ら総合的な聴解能力を習得するようにする。
- 3) 学生の興味と欲求を十分に反映して学習意欲を高める授業になるように構成する。
- 4) 学生個々人の習得水準に合う学習を展開するようにする。
- 5) グループ構成員同士で協力学習ができる授業になるように構成する。
- 6) 日本人の標準発音と実際の言語生活で使われる表現をたくさん聞くようにする。

4. 評価

1) 評価指針

意思疎通機能の遂行に必要な聴解能力に重点を置いて評価する。

学生を序列化する評価より学習診断のための評価になるようにする。

客観性、妥当性、信頼性を備えた評価になるようにする。

2) 評価方法

評価目標と内容により分離式評価と統合式評価を実施するが、特に聞く評価を中心とした統合式評価に比重を置く。

多様な業務に対する理解、説得力、親和力、協働力などを総合的に評価する。

3) 評価の結果処理及び活用

評価の結果は、質的な結果と量的な結果を分析し、次の段階の学習及び個別の学習指導に反映する。

2-8. 日本語文法

1. 目標

日本語での意思疎通機能を遂行するのに必要な文法事項を理解する。

- 1) 日本語の基本的な文法体系を理解する。
- 2) 文章の構成成分と文法的な機能を理解する。
- 3) 適合性を基準に文と非文の判断ができる。
- 4) 会話文で問答、説明、陳述が文脈的に見て、適切であるかが判断できる。
- 5) 意味伝達のための多様な構造を理解する。
- 6) 談話や文章の構造を理解する。

2. 内容

1) 意思疎通機能

日本語の意思疎通機能の遂行に必要な表現能力を養うために、次に提示した意思疎通機能のうち、日本語文法の水準に合う言語機能を選別して学習する。

挨拶機能；挨拶、紹介、安否、賞賛、激励、お祝い、感謝、慰労のための表現

情報伝達機能；説明、情報伝達、提案、助言、慰め、不必要、申し出、謝罪、答え、推測、主張などの表現。

要求機能；質問、許可、確認、選択、説明、依頼、指示、義務、禁止などの表現

意思および態度の伝達機能；反論、疑問提議、否定、非難、保留及び回避、驚き、喜怒哀楽、反問、遺憾などの表現

談話の展開機能；談話の開始、展開、転換、終結と関連した表現

2) 言語活動

文章の成分と構成を理解し、これを適用して表現力を養うように構成する。

3) 言語材料

3-1) 素材

意思疎通機能を遂行するのに役立つ内容を選定する。

- ・ 個人の生活と日常の人間関係に関するもの。
- ・ 交友関係と学校生活に関するもの。
- ・ 基本的な社会生活に関するもの。
- ・ 趣味、娯楽、観光など余暇の有効利用に関するもの
- ・ 日本人の日常生活を理解するのに役立つもの

内容構成においては、次の事項に留意する。

- ・ 学生の興味、必要性、知的水準などを考慮し、コミュニケーションへの意欲を誘発する内容にする。
- ・ 内容は実際の生活で使えるものにする。
- ・ 学生の能力に合う学習ができるように内容を構成する。

3-2) 言語形態

文字は基本的にひらがな、カタカナ、漢字を使用し、漢字は日本語の字体を使い、日本の常用漢字の範囲内で使用する。但し、固有名詞に使われる漢字は例外とする。

文法事項は‘別表’に提示されている例文の該当事項を参考にする。但し、次の文法事項はできるだけ取り扱わないことにする。

- ・ 古語表現（例：べし、まい）
- ・ 過度に複雑な文法事項（例：使役＋受身；歌わせられる、だささせていただく）
- ・ 過度の尊敬語・謙譲語（例：さようございますか）
- ・ 過度の丁寧表現（例：ほんじつは、～であります）

文語体と会話体、男性言葉と女性言葉、丁寧表現などの言語形式を扱う。

3-3) 語彙

一般系高等学校の教育課程に提示されている基本語彙を中心に 1500 語程度を使用する。

3. 教授・学習方法

- 1) 授業の全過程が学生中心に展開される授業になるように計画する。
- 2) 文法の誤りは、学習者たち自らが討論を通して発見するようにする。
- 3) 学生の自律性が最大に反映できるような授業を計画する。
- 4) 学生の興味と欲求を十分に反映し学習意欲を高める授業になるように構成する。
- 5) 学生個人の習得水準に合う学習を展開するようにする。
- 6) グループ構成員同士で協力学習ができる授業になるように構成する。

4. 評価

1) 評価指針

日常生活で使われる日本語の意思疎通機能を遂行するのに必要な文法事項が正確に活用できる能力を評価する。

学生を序列化する評価より学習診断のための評価になるようにする。

客観性、妥当性、信頼性を備えた評価になるようにする。

2) 評価方法

評価目標と内容により分離式評価と統合式評価を実施するが、特に話すことと聞くことを中心とした統合式評価に比重を置く。

談話構造の凝集性、連結性、統一性などに対する理解の程度を評価する。

3) 評価の結果処理及び活用

評価の結果は質的な結果と量的な結果を分析し、次の段階の学習及び個別の学習指導に反映する。

2-9. 日本文化

1. 目標

日本語での意思疎通機能を遂行するのに関連した日本文化の特徴を客観的に理解する。

- 1) 日本人の生活様式及び行動様式と慣習を理解する。
- 2) 日本人の意識構造と行動様式を理解する。
- 3) 日本の自然環境の特徴を理解する。
- 4) 日本の社会構造を理解する。
- 5) 日本人の余暇活動と大衆文化を理解する。
- 6) 日本の伝統芸術の特徴と価値を理解する。
- 7) 日本文化に対して客観的に理解する。

2. 内容

1) 意思疎通機能

日本語の意思疎通機能のうち、日本人との意思疎通を成功裏に遂行するために必要な日本人の行動様式と文化的な特徴を理解するのに役立つ機能を選別して学習する。

挨拶機能：挨拶、紹介、安否、賞賛、激励、お祝い、感謝、慰労のための表現

情報伝達機能：説明、情報伝達、提案、助言、慰め、不必要、申し出、謝罪、答え、推測、主張などの表現

要求機能：質問、許可、確認、選択、説明、依頼、指示、義務、禁止などの表現

意思及び態度伝達機能：反論、疑問提議、否定、非難、保留及び回避、驚き、喜怒哀楽、反問、遺憾などの表現

2) 言語活動

文章を読んで文化的な特徴を理解し、適用する能力を養うことができるように構成にする。

3) 言語材料

3-1) 素材

日本文化の特徴を理解するのに役立つ内容を選定する。

- ・ 個人の生活と日常的な人間関係に関するもの
- ・ 交友活動と伝統行事に関するもの
- ・ 自然、産業、宗教など、人間生活に影響のある環境に関するもの
- ・ 趣味、娯楽、観光など、余暇の有効利用に関するもの
- ・ 批判的な目を養うのに役立つもの
- ・ その他人類共栄意識を養うのに役立つもの

内容構成においては、次の事項に留意する。

- ・ 学生の興味、必要性、知的水準などを考慮し、コミュニケーションへの意欲を誘発する内容にする。
- ・ 内容は実際の生活で使えるものにする。
- ・ 学生の能力に合う学習ができるように内容を構成する。

3-2) 言語形態

文字は基本的にひらがな、カタカナ、漢字を使用し、漢字は日本語の字体を使い、日本の常用漢字の範囲内で使用する。但し、固有名詞に使われる漢字は例外とする。文章表現においては日本語の表記法を理解し表現するようにする。

文法に関する事項は‘別表’に提示されている例文の該当事項を参考にする。但し、次の文法事項はなるべく扱わないことにする。

- ・ 古語表現（例：べし、まい）
- ・ 過度に複雑な文法事項（例：使役＋受身；歌わせられる、ださせていただく）
- ・ 過度の尊敬語・謙譲語（例：さようございますか）
- ・ 過度の丁寧表現（例：ほんじつは、～であります）

全体的に文章体による説明文を基本とするが、必要に応じて会話体を混ぜても使える。

3-3) 語彙

一般系高等学校の教育課程に提示された基本語彙を中心とする 2,000 語程度を使うが、固有名詞は例外とする。

3. 教授・学習方法

- 1) 文化に対する知識を詰め込み式で教えず、授業の全過程を学生自らが討論を通して発見し、理解するように構成する。
- 2) 偏ったり歪曲された文化観を正しく把握し、客観的で公正な文化の視点を持つように指導する。
- 3) 学生の興味と欲求を十分に反映し、学習意欲を高める授業になるように構成する。
- 4) 学生個人の習得水準に合う多様な学習になるように構成する。
- 5) グループの構成員同士で協力学習ができる授業になるように構成する。

- 6) 特定文化事項に関する見方が多様であることを理解するように指導する。

4. 評価

1) 評価指針

文化の客観的な理解と適用能力、意思疎通機能の理解と表現に重点を置いて評価する。

学生を序列化する評価より学習診断のための評価になるようにする。

客観性、妥当性、信頼性を備えた評価になるようにする。

2) 評価方法

評価目標と内容により分離式評価と統合式評価を実施するが、特に聞くことを中心とした統合式評価に比重を置くようにする。

3) 評価の結果処理及び活用

評価の結果は質的結果と量的結果を分析し、次の段階の学習及び個別の学習指導に反映する。

2-10. 実務日本語

1. 目標

日本語で業務を遂行するのに必要な表現を理解し、使用できる。

- 1) 現代産業社会の各種の職業と実務に関連した言葉と文章を理解する。
- 2) 各種の実務現場で使われる手紙、契約書、指示文、履歴書など実用文の構造的な違いと文章の展開方式を理解する。
- 3) 日本の産業社会と文物を開放的な目で理解する。
- 4) 多様な業務と関連した用語を理解し、適した実用文が作成できる。
- 5) 実務と課題を遂行し、事実と考え、感情などを状況にあわせて表現できる。
- 6) 与えられた課題や業務を要約したり報告したりできる。
- 7) わが国の文化と産業、職業に関する内容を日本人に正しく紹介できる。

2. 内容

1) 意思疎通機能

日本語の意思疎通機能のうち、日本語による業務を成功裏に遂行するために必要な意思疎通機能を理解し身につけるのに役立つ内容を選別して学習する。

挨拶機能：挨拶、紹介、安否、賞賛、激励、お祝い、感謝、慰労のための表現

情報伝達機能：説明、情報伝達、提案、助言、慰め、不必要、申し出、謝罪、答え、推測、主張などの表現

要求機能：質問、許可、確認、選択、説明、依頼、指示、義務、禁止などの表現

意思及び態度伝達機能：反論、疑問提議、否定、非難、保留及び回避、驚き、喜怒哀楽、反問、遺憾などの表現

2) 言語活動

談話展開方式の理解と事実の理解、推論的な理解などの能力が養えるように構成にする。

業務と関連した多用な表現が身につけられるように構成にする。

3) 言語材料

3-1) 素材

業務と課題の遂行に必要な主題を選択するようにする。

- ・ 実用的な業務遂行に関するもの
- ・ 挨拶、招待、訪問、食事などに関するもの
- ・ 商談と契約に関するもの
- ・ 紹介と面接、電話に関するもの
- ・ 国際貿易とサービス産業に対する正しい認識を養うのに役立つもの

内容構成においては、次の事項に留意しなければならない。

- ・ 業務遂行と進行手続き及び学習上の難易度などを考慮して構成する。
- ・ 学生の実用的な必要性と職業観などを考慮して内容を構成する。
- ・ ‘日本語読解’、‘日本語会話’、‘日本語作文’科目を履修した上級の学年に指導するようにする。

3-2) 言語形態

使用頻度と活用度を考慮して文型と文法は複雑でないものを使用する。

改まった口調と書式に応じた文体が理解できる資料を選定する。

文字は基本的にひらがな、カタカナ、漢字を使用し、漢字は日本語の字体を使い、日本の常用漢字の範囲内で使用する。但し、固有名詞に使われる漢字は例外とする。文章表現においては、日本語の表記法を理解し表現するようにする。

3-3) 語彙

一般系高等学校の教育課程に提示されている基本語彙を中心に 2,000 語程度を使用する。

3. 教授・学習方法

- 1) 授業の全課程が学生中心に展開される授業になるように構成する。
- 2) 書式と表現の誤りは学生自ら討論を通して発見するようにする。
- 3) 学生の自律性が最大に反映できるように授業を計画する。
- 4) 学生の興味と欲求を十分に反映して学習意欲を高める授業になるように構成する。
- 5) 学生個人の習得水準に合う学習を展開するようにする。
- 6) グループの構成員同士で協力学習ができるように授業を構成する。

4. 評価

1) 評価指針

業務の理解と適用能力及び意思疎通能力に重点を置いて評価する。

学生を序列化する評価よりは学習診断のための評価になるようにする。

客観性、妥当性、信頼性を備えた評価になるようにする。

2) 評価方法

評価目標と内容により分離式評価と統合式評価を実施するが、特に聞くことを中心にした統合式評価に比重を置くようにする。

多様な業務に対する理解、説得力、親和力、協同心などを総合的に評価する。

3) 評価の結果処理及び活用

評価の結果は、質的な結果と量的な結果を分析し、次の段階の学習及び個別の学習指導に反映するようにする。